

○ 財務省告示第六十一条第十一項の規則（平成十一年大蔵省令第六号）に依り告示する。政府短期証券の発行条件に基づき、令和元年六月十七日より告示する。

国庫短期財務証券（第八百三十八回）

件元令  
令等を次とのとおり告示する。

の法律発行の名称及び記述

条項及び根拠

用振替法の適用

四 発行方法

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。○へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ下競争は受けれるも日本銀行との競争て行としる。その規定

三 用振替法の適用

も加、と行「といふ」による発行に大にうるに臣行。○以下札わする。その規定

二 一

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	込 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 別 債 札 格 行	入 価 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
五 万 円	千 七 八 三	額 千 額	込 募 各 当 も 各 価 一
	四 千 万 兆	面 万 面	み 限 国 て の 申 格 国
	百 四 二 五	金 円 金	の 度 債 る か 返 競 債
	円 百 千 千	額 額	応 額 市 ° ら み 競 市
	九 二 八	で で	募 の 場 そ の 入 場
	十 百 百	七 三	額 範 特 の う 札 特
	三 円 二	千 兆	を 圏 別 応 ち 発 別
	億 十	四 五	割 内 参 募 応 行 参
	八 一	百 千	り に 加 額 募 一 加
	千 億	九 八	当 お 者 を 価 と 者
	十 八	十 百	て い ご 順 格 い .
	六 千	一 八	る て と 次 の う 第
	万 五	億 億	。 各 の 割 高 。
	三 十	四	申 応 り い I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九							
払 込 期 日	者 札 参 加	入 所 支 払	場 金 金 額	元 還 期 限	償 入 期 發	行 ・ 札 競	非 別 格 競	者 債 第 I	特 債 參 加	国 債 市 場	入 札 發 競	価 格 價 格	発 行 競 格	振 替 單 位
令 和 元 年 六 月 十 七 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う つ 。そ が き の 百 円 翌 営 業 日 に	額 面 金 額 と 、 し と と 、 年 き 償 は 還 期 七 銀 日 行 休 業 日 に	償 還 入 期 札 競 競 I	当 た ・ 札 格 第 I	令 和 大 臣 行 額 を 百 円 に う つ 。そ が き の 百 円 翌 営 業 日 に	た ・ 債 別 格 競 格 I	令 和 大 臣 行 額 を 百 円 に そ れ つ ぞ き れ 百 円 の そ れ ぞ き の 百 円 の 三 三 募 七 価	令 和 大 臣 行 額 を 百 円 に そ れ つ ぞ き れ 百 円 の そ れ ぞ き の 百 円 の 三 三 募 七 価	す る の 元 。整 載 法 年 数 又 上 百 円 の そ れ ぞ き れ 百 円 の 三 三 募 七 価	額 の 記 載 元 。整 載 法 年 数 又 規 定 に 額 は よ る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿			